

令和4年度 クリーニング師研修 の開催について  
(2022年度)

(公財) 京都府生活衛生営業指導センター

協力：京都府生活衛生課・各保健所／京都市医療衛生企画課・医療衛生センター

クリーニング業務に従事されているクリーニング師の方は、3年に一度京都府知事が指定する研修を受講することが「クリーニング業法」により義務づけられています。該当される方は必ず受講してください。

第1型 (会場研修)  
会場で受講する研修です。

## 受講対象の方

受講時に交付されている  
一番新しい「修了証書」  
または「修了済ステッカー」  
の年月をご確認ください。

裏面をご参照ください。

クリーニング師免許のある方で、

- 前回の受講年月が令和2年(2020年)3月以前の方
- 一度も受講したことがない方

第1型研修が都合により受講できない方(遠隔地居住者、持病などで会場受講が困難な方)については、第2型研修(テキストとレポート問題による自習形式による研修)を実施いたします。

同封のご案内をご一読の上、受講してください。

1 日 時 令和4年(2022年)12月18日(日)

13:00~17:00

※ 申込みを受け付けた方には、開催日の1週間前になりましたら「時間割」と「受講票」を勤務されているお店に送付します。

※12月14日までに受講票が届かない場合は、当センターへお知らせください。

2 場 所 京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)

● 地下鉄烏丸線 丸太町駅下車 5番出口(会館と直結)  
京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375  
電話(075)222-1777(代表)

3 受講科目 衛生法規及び公衆衛生・洗濯物の受取、保管及び引渡し  
洗濯物の処理・繊維及び繊維製品(裏面をご覧ください。)

4 受講料 5,000円(テキスト代を含みます。)

5 申込方法 同封の払込取扱票 **第1型 申込書** の通信欄に必要事項をすべてご記入の上、受講料を添えて最寄のゆうちょ銀行(郵便局の窓口又はATM)に払い込んでください。

- 振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。(郵便局のATMをご利用いただきますと、手数料が窓口払込より安くなります。)

6 受付締切日 **令和4年11月24日(木)まで**

- 新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、会場ガイドラインを遵守し、利用人員を制限して実施します。
- 申込期間中でも満席になりましたら締め切ります。申込状況(残席数)は、右記2次元コードの専用WEBページからご確認いただくことができます。
- 感染症の拡大流行時などの開催中止の対応については、下記の【重要事項】をご覧ください。



## 【重要事項】新型コロナウイルス感染症の拡大流行時などにおける「第1型研修開催中止の場合」について

新型コロナウイルス感染症の拡大流行時など、研修を安全に実施できないと判断した場合は、第1型研修を中止し、第2型研修(テキストとレポート問題による自習形式による研修)に振替えをさせていただきます。

※中止の場合のご連絡は、当センターホームページへの掲載(裏面2次元コードより専用WEBページへアクセス)の他、申込みを受け付けた方には、申込書にご記入いただいた緊急連絡先にご連絡をいたします。

※次年度以降の第1型研修への優先受講のご案内はいたしかねます。なにとぞご了承をお願いいたします。

クリーニング師の役割は重要です。  
クリーニング業法で定められたクリーニング師研修を3年に一度受講しましょう。

感染症対策、SDGsへの取組み、2022年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」の環境保護に関する取組みなど、社会経済環境が目まぐるしく変化する中でクリーニング師が求められる役割を深め、長期間放置品への対応、トラブルにつながりやすい素材や加工、衣類の取扱い表示などを問題事例から学び、事故回避力を高めていきます。正しい知識を習得し、お客様に信頼されるお店作りにお役立てください。

## ■■講師プロフィール■■

【担当科目】

○衛生法規及び公衆衛生

神村 孝 氏

獣医師

昭和56年4月、京都府庁入庁。府衛生公害研究所技師、府各保健所衛生技師、検査室室長など歴任。

【担当科目】

○洗濯物の受取、保管及び引渡し

○洗濯物の処理

○繊維及び繊維製品

西山 誠 氏

PROCS-LAB代表／クリーニング師、繊維製品品質管理士

昭和62年より家業を継承。クリーニング事故解析を得意とし、令和元年より業務支援会社「PROCS-LAB」を設立。技術支援・人材育成コンサルタントとしても精力的に活動中。

受講された方には、「修了証書」「修了済ステッカー」を交付しています。

研修の修了者については、京都府知事に受講修了の報告をおこなっています。また、修了者には、修了証書と修了済ステッカーを交付しており、店頭等に掲示することにより、お客様に「法令順守の店」として信頼できるお店であることをPRすることができます。

## 令和4年度（2022年度）の受講対象の方（※受講対象の確認方法）

※受講時に交付されている、一番新しい「修了証書」又は「修了済ステッカー」でご確認ください。

● 「修了済ステッカー」  
枠内の「受講年度」が **2019年度（令和元年度）以前の方** は受講の対象です。

● 「修了証書」  
枠内の「受講年月」が **2020年（令和2年）3月以前の方** は受講の対象です。

厚生労働大臣の基準による知事の指定研修  
クリーニング師  
研修修了済  
有効期間：3年間  
（公財）全国生活衛生営業指導センター

<受講に関するお問合せ・お申込み先>

公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター

〒606-8221 京都市左京区田中西樋ノ口町90  
TEL (075) 722-2051 / FAX (075) 711-6123  
受付：平日（土日祝日を除く） 10：00～16：00

<研修 講習 専用WEBページ>

- ・制度の概要
- ・開催内容（申込状況）
- ・受講申込書のご請求
- ・よくあるご質問 など



お預かりします内容につきましては、クリーニング師研修・業務従事者講習事務以外では利用いたしません。